

第2期スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」における政策目標ごとの進捗状況と課題（総論）

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

※数値目標は下線

<p>政策目標</p>	<p>ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、<u>成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）</u>となることを目指す。</p>
<p>進捗状況と展望</p>	<p><b>【スポーツ参画人口の拡大】</b>          スポーツ参画人口の拡大について、成人の週一回・週三回以上のスポーツ実施率、障害者の週一回・週三回のスポーツ実施率は計画策定時と比較していずれも上昇し、一定の達成度を得たと考えられるが、目標値とは未だに開きがある。また、成人のスポーツ未実施者の割合についても着実に減少しているが、こちらも未だ目標値とは開きがある。引き続き、目標の達成に向け、国民のスポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を行う必要があり、特に、「運動不足を感じている人」、「運動したいが、阻害要因のせいでできない人」等といったスポーツ実施者予備軍層と、スポーツ・運動を「現在しておらず、今後もするつもりはない」とするスポーツ無関心層といった2つの階層へのアプローチを進めていく必要がある。</p> <p>加えて、子供のスポーツの機会については、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生の割合は向上傾向にあるが、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生の割合は計画期間中数値がほぼ変わらず、達成度は低いところ、子供の運動習慣の確立と体力の向上については、重要課題であることから、今後も子供の体力向上に向けた施策や部活動改革を実施していく。</p> <p><b>【スポーツ参画人口拡大のための人材育成】</b>          スポーツ参画人口拡大のための人材育成について、アスリートキャリアに関する施策、指導者の育成に関する施策等に取り組んできたが、スポーツ指導の現場における公認スポーツ指導者資格の普及については更なる取組が必要である。今後は国としてよりアプローチが効果的なテーマに焦点をより絞り、課題を細分化し、取り組んでいくことが必要となる。多くの人々がより楽しく、効果的にスポーツに親しむためには、スポーツ指導者の質と量の確保が重要であると考えられることから、競技団体への働きかけを通じた指導者の資格取得の促進や、公認スポーツ指導者資格に関する受講形態の多様化、資格取得の意義の広報等を通じ、必要な知識、技能を有する資格保持のスポーツ指導者の質と量の確保を引き続き推進していく。また、アスリートキャリアについては、民間職業紹介事業者による取組が充実しつつあることに留意しつつ、アスリートやそのアントラージュ（関係者）へのデュアルキャリア形成への意識啓発などに取り組むことが考えられる。</p> <p><b>【スポーツ参画人口の拡大のための場の充実】</b>          場の充実について、総合型地域スポーツクラブに関しては、その質的充実のための「登録・認証制度」の運用開始及び「中間支援組織」の整備を、新型コ</p>

コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて一年延期とし、令和4年度から全国一斉に開始する予定であり、運用開始に向け、説明会の開催や、「中間支援組織」の整備等の支援を継続して行っていくとともに、都道府県自治体、都道府県体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会との連携体制を整備していく。加えて、スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保については、体育・スポーツ施設現況調査を3年に1回実施して施設の実態を的確に把握するとともに、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」等により地方公共団体が行う施設計画の策定を促進し、ストックの適正化や既存ストックの有効活用を推進した。引き続き地方公共団体が行う施設計画の策定を促進するとともに、先進事例の情報提供等によりスポーツ施設やオープンスペース等の有効活用を推進していく。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
成人の週1回以上のスポーツ実施率	42.5%	51.5%	55.1%	53.6%	59.9%		65%程度

数値目標	計画策定時	実績値						目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%	—	20.8%	—	25.3%	24.9%		40%程度

数値目標	計画策定時	実績値					目標値
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
成人の週3回以上のスポーツ実施率	19.7%	26.0%	27.8%	27.0%	30.9%		30%程度

数値目標	計画策定時	実績値						目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3
障害者の週3回以上のスポーツ実施率	9.3%	—	9.8%	—	12.5%	12.3%		20%程度

**1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実  
各施策項目における数値目標の進捗状況等**

○項目（1）スポーツ参画人口の拡大

◆施策項目② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
自主的にスポーツする時間を持ちたいと思う中学生の割合	58.7%	64.6%	65.1%	65.3%			80.0%	数値自体は向上傾向にあり、引き続き、数値の向上に取り組む必要がある。また、実際の運動時間に関する指標も検討する必要がある。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生の割合	16.4%	16.3%	16.2%	15.8%			8.0%	計画期間中、数値がほぼ変わらず、達成度が低い。本数値目標については、政策評価の有識者より、「コントロールすることが極めて困難な指標であり、教育政策以外の要因が強く関連する可能性が高い」と指摘を受けていることもあり、新たな指標の設定について検討を要する。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題	
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		R3
子供の体力水準 ※昭和60年の水準を50とした時の値	46.4%	46.3%	46.3%	46.4%	46.1%			50.0%	50m走、持久走、立ち幅とび、ボール投げを、水準の高かった昭和60年と比較すると、中学生男子及び高校生男子の50mを除き、依然低い水準となっている。最近10年では、男女のボール投げ及び中学生以上の男子の握力において低下傾向にあるが、その他の項目によっては、合計点を含みほとんどの項目で「横ばい」または「向上」傾向を示しており、引き続き、スポーツ実施率向上のための行動計画に基づき、子供の運動機会の確保等の取組推進を図る必要がある。

◆施策項目③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）	32.9%	20.7%	14.8%	15.2%	13.2%		0%に近づける	H28年度とR1年度を比べると、17.7ポイント減となっており、減少傾向がみられるが、目標の達成に向けてさらなる取組の充実が必要。「運動不足を感じている人」、「運動したいが、阻害要因のせいではない人」等といったスポーツ実施者予備軍層と、スポーツ・運動を「現在しておらず、今後もするつもりもない」とするスポーツ無関心層といった2つの階層へのアプローチが必要。

○項目（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

◆施策項目① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者スポーツ指導者数	2.2万人	2.3万人	2.5万人	2.6万人	2.7万人			3万人	大学・専修学校等のカリキュラムで初級障がい者スポーツ指導者の資格を取れるものが増えてきていることから、障害者スポーツ指導者数は着実に増加している。引き続き指導者の増加に資する取組を実施する。

◆施策項目② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題	
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3		
総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度を整備している都道府県数	0都道府県	-	-	-	-			47都道府県	登録・認証制度の運用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、令和4年度からの運用開始としている。登録・認証制度について、地方公共団体、各都道府県体育・スポーツ協会の準備状況が一部不十分であり、各都道府県における整備を促進することが必要である。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
中間支援組織を整備している都道府県数	0都道府県	-	-	-	-		47都道府県	登録認証制度の運用開始は令和4年度からであるため、引き続き、各都道府県と連携し中間支援組織の整備状況についての把握に努めるとともに、登録認証制度の運用・中間支援組織の整備に係る支援についての検討が必要。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
PDCAサイクルにより運営の改善等を図る総合型地域スポーツクラブの割合	37.9%	36.4%	37.6%	34.4%	36.3%		70.0%	目標値に対し、進捗状況が芳しくなく、総合型クラブにおける「自己点検評価」シートの活用促進等、「PDCAサイクル」の活用について啓発していくことが必要。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
地域課題解決に向けた取組を行っている総合型地域スポーツクラブの割合	18.4%	23.3%	18.9%	16.3%	15.9%		25.0%	目標値に対し、進捗状況が芳しくなく、都道府県行政と各都道府県体育・スポーツ協会、スポーツ推進委員、大学、民間企業等、地域スポーツ関係団体の連携体制を構築し、総合型クラブが地域課題解決に取り組むことができる体制を整備することが必要。

◆施策項目④ 大学スポーツの振興

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
大学スポーツアドミニストレーターを配する大学	-	-	17大学	26大学	34大学		100大学	目標に比べて進捗状況が課題である。他方、大学の特性に応じて様々な態様があり得、大学スポーツアドミニストレーターの配置のみにこだわるのではなく、規模やミッションなどそれぞれの大学の特性に応じた柔軟な体制整備の在り方について検討する。 なお、大学におけるスポーツ分野を戦略的に管理・統括する部局がある大学数は194大学ある。

## 第2期スポーツ基本計画「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」における政策目標ごとの進捗状況と課題（総論）

### 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

※数値目標は下線

<p>政策目標</p>	<p>社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。</p>
	<p><b>【共生社会等の実現】</b></p> <p>《障害者スポーツの振興》</p> <p>障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等に取り組んだ。その結果、障害者のスポーツ実施率は週3回以上のスポーツ実施率を含め、増加傾向がみられる。一方、無実施層は依然として半数超であり、非実施者のうち85.0%が「特にスポーツレクリエーションに関心は無い」と回答している。また、若年層は、無実施層が増加傾向にあるとともに、障害発生が18歳以下の障害者に係る学校体育の参加状況について、「毎回参加した」と回答した割合は43.5%にとどまっている。今後、無実施層に対し、スポーツに関心を持ってもらう取組やスポーツ実施に係る障壁の除去に係る取組を強化する。</p> <p>《スポーツを通じた健康増進》</p> <p>健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」の策定や、スポーツの習慣化やスポーツを通じた健康増進を推進する地方公共団体への支援、取組事例集の作成等はしたものの、普及啓発が十分になされていない。スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会を実現するために厚生労働省との連携会議を設置するなど、関係省庁との連携は強化されつつある。そこで、厚労省が策定する新身体活動ガイドライン（仮称）を基に、最新の知見に基づいた対象別の推奨すべきスポーツ（や運動・あるいは必要な身体活動量）を広く普及させ、国民のスポーツを通じた健康増進に関するリテラシー向上を図る。また、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な適切な運動・スポーツプログラムを提供し、実践することにより、健康長寿延伸を目指す。</p> <p>《スポーツを通じた女性の活躍促進》</p> <p>「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」を設置し（H29～令和元年度）、「女性スポーツの促進方策」を取りまとめた。女性の世代ごとのスポーツ実施率の向上、団体の女性役員の増加、女性指導者の育成を取組の柱として、女性アスリートの育成・支援、女性スタッフ配置の支援、女性コーチの育成、女性のスポーツ参加促進、スポーツ団体がバナンスコードにおける女性理事割合の設定、スポーツ団体における女性役</p>

員の育成・マッチング支援、「女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者ハンドブック」の作成やハンドブックを活用した研修会等を実施した。今後とも「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」で得られた方向性に留意しつつ、取組（若年期女性のスポーツ実施率向上、女性特有の課題に配慮した指導を行うことができる指導者の育成、スポーツ団体ガバナンスコードに基づく女性理事の登用促進、女性アスリートを対象とした教育機会の提供や、指導者（コーチ、部活動指導者）やスポーツ団体関係者等へ広く教育を推進、女性のロールモデルのキャリアパス事例を発信、主にASEAN諸国を対象として、持続的な女性スポーツに関する協力を推進等。）を実施。

#### 【経済・地域の活性化】

##### 《スポーツの成長産業化》

スポーツ市場規模を2025年までに15兆円に拡大するべく、スタジアム・アリーナ改革や中央競技団体の経営力強化、スポーツオープンイノベーションの推進等を通じてスポーツの成長産業化に取り組んできた。

政策数値目標として掲げたスポーツGDPは、総額を見ると概ね順調に推移をしてきているが新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化の影響により先行き不透明な状況となっている。既にスポーツ×テクノロジーにより多視点映像技術や各種データ活用等の取組が始まりつつあり、これらを支えると共に、今後はアフターコロナ/withコロナにおいて、従来のスポーツの楽しみ方の付加価値向上と、新たな収益源化が求められる。スポーツオープンイノベーション推進やスタジアム・アリーナ改革、中央競技団体の経営力強化等を引き続き推進することにより、これらの動きを後押しするとともに、スポーツへの投資を促進し、社会課題の解決・地域課題の解決に貢献するスポーツ産業の成長産業化を目指していく。

スポーツ市場の推計指標として、スポーツGDPの精緻化を進めるとともに、当面の間は、引き続き、2025年のスポーツ市場規模15兆円を目指すとともに、コロナによる影響、海外諸国のスポーツGDPとの比較分析等を行っていく。

進捗状況と展望

### 《スポーツを通じた地域活性化》

スポーツを通じた地域活性化については、インバウンドの増加や大規模国際スポーツ大会の開催等を背景に、地域外からの交流人口拡大（アウトター施策）に関する3つの政策数値目標は順調に推移してきたが、コロナ禍により今後は不透明な状況となっている。また、持続的な活動を行うための担い手の確保・質の向上や大会レガシーとして地域に何を残すかといった新たな課題も出てきたところである。このため、今後は国内需要も含めてこれまでのアウトター施策を一層強化するとともに、関係部署と連携して地域内の交流人口拡大・健康増進・共生社会等（インナー施策）を推進することにより、スポーツの持つ多様な価値を活かした「まちづくり」に総合的に取り組んでいく。

### 【国際貢献】

スポーツ国際戦略を踏まえた取組により、IF等における日本人役員数や、スポーツ・フォー・トゥモローによる裨益国・者数などの目標数値は達成された。また、UNESCOのスポーツ大臣会合、アジアを中心とした政府間会合への積極的な参画やカザンアクションプラン等の成果文書の取りまとめへの参画、ラグビーワールドカップ2019の開催、オリパラ教育やスポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化の推進等を行ったことなど、国際貢献に対する一定の成果が認められる。一方、諸外国のスポーツ関係機関との関係や国際的スポーツ産業展開については、セミナーやフォーラムを通じての情報周知を実施することはできたものの、継続的な取組が十分に実現されたとまでは言えない。

これらの現状を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーを活かしつつ、スポーツを通じた我が国の国際的地位の維持・向上やSDGsへの貢献、国際競技大会等の招致・開催、スポーツを通じた国際交流・協力等は継続的に実施する。特にアジア地域のスポーツ振興に対して、我が国がリーダーシップをとり、先方のニーズを踏まえた上で、競技指導やガバナンス支援等のソフト面で戦略的支援体制を整備し、レガシー・ノウハウを提供していく。また、スポーツ産業の国際展開も推進していく。さらに、団体スポーツ界の意思決定に積極的に参画するために、IFのポスト獲得は重要であり、引き続き国際スポーツ団体における継続的・安定的なポジション確保のための方策を検討していく。



2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現  
各施策項目における数値目標の進捗状況等

○項目（1）スポーツを通じた共生社会等の実現

◆施策項目① 障害者スポーツの振興等

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%	-	20.8%	-	25.3%	24.9%		40%程度	障害者（成人）のスポーツ実施率は増加傾向がみられるが、全体の半数以上(R2:53.6%)がスポーツを全く実施しておらず、スポーツ実施率の向上のためには非実施者のスポーツ実施を促進する必要がある。引き続き、地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備の促進を図り、さらに、地域で医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートできる人材の育成を図る。

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者（若年層（7～19歳））の週1回以上のスポーツ実施率	31.5%	-	29.6%	-	30.4%	27.5%		50%程度	障害者（7～19歳）の週1回以上のスポーツ実施率は横ばいであるが、週3回以上の実施率は伸びており、実施する者とならない者の二極化が生じている恐れがある。若年層の障害者のスポーツ参加の促進に向け、阻害要因・促進要因等について障害種や程度別に把握した上で、更なる分析を進める。また、障害者の中には、体育の授業の全部又は一部参加できなかった者がおり、そのためにスポーツから離れてしまった場合があると考えられるところ、学校の体育におけるアダプテッドなスポーツのモデルを構築し、その成果の普及を図る。

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	

総合型地域スポーツクラブにおける障害者の参加状況	40.0%	-	35.2%	38.3%	38.0%			50.0%程度	多くの総合型スポーツクラブにおいて障害者へのスポーツクラブの提供に関するノウハウや受け入れ態勢が十分整っておらず、参加状況の進捗は進んでいない。
--------------------------	-------	---	-------	-------	-------	--	--	---------	--

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者スポーツ指導者数	2.2万人	2.3万人	2.5万人	2.6万人	2.7万人			3万人	着実に増加していることから、引き続き取組を実施していく。

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
活躍する場がない障害者スポーツ指導者の割合	13.7%	-	-	-	-			7.0%	数値目標に係る実績値については現在統計をとっていないが、障害者スポーツ指導者数は着実に増加しており、障害者スポーツ推進プロジェクト事業等においても指導現場で活躍いただいている。他方、障害者スポーツ指導者の資格を更新しない者が一定程度いるところ、資格が役立っていないと考えている層が一定程度いる。

数値目標	計画策定時	実績値						目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
障害者スポーツの直接観戦経験者の割合	4.7%	-	3.8%	-	-			20.0%	障害者スポーツの直接観戦経験者の割合は「国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心」調査結果報告（日本財団パラリンピック研究会）によるとH27(4.7%)からH29(最新値：3.8%)となっている。なお、障害者スポーツに対する理解に係る参考指標として、障害者スポーツ関連新聞記事数に着目すると、H27は4,714件であったところR2は7,646件と大きく増加しているという研究結果もある。

○項目（２）スポーツを通じた経済・地域の活性化

◆施策項目① スポーツの成長産業化

数値目標	計画策定時	実績値					目標値		進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	R7	
スポーツ市場規模 (※スポーツGDP による評価)	5.5兆円 (7.4兆円※)	7.6兆円※	8.4兆円※	-	-		10兆円	15兆円	スポーツ市場の指標の精緻化を行い、継続的かつ国際比較可能な形で市場を評価できるスポーツGDPでの推計を行ったところ、スポーツ市場規模は拡大傾向にあるため一定度の評価ができる。引き続き、スポーツ市場拡大のための産業連携の促進等の取組を行うと共に、指標の精緻化とスポーツGDPを構成する各費目の経年推移、成長性の高い分野の抽出や、国際比較等の分析により、重点的な支援施策を講じていくことが課題。

◆施策項目② スポーツを通じた地域活性化

数値目標	計画策定時	実績値					目標値		進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
スポーツ目的の訪日 外国人旅行者数	138万人	150万人	187万人	195万人	229万人			250万人	R1年度末時点で目標値に対して81.3%の進捗となっており、インバウンドの増加を背景に順調な伸びを示している。一方、現在はコロナ禍の影響によりインバウンドが激減しており、目標値の達成は不透明な状況となっている。ポストコロナ時代に向けて、付加価値の高いスポーツツーリズムコンテンツの充実、公衆衛生を含めた受入環境整備、正確で有効的な情報発信等、インバウンドに選ばれる地域づくりを行う必要がある。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値		進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	

スポーツツーリズム 関連消費額	約2,204億円	約2,542億円	約2,702億円	約2,892億円	約3,584億円				3,800億円	R1年度末時点で目標値に対して86.5%の進捗となっており、ラグビーワールドカップ等の開催を背景に順調な伸びを示している。一方、現在はコロナ禍の影響により国内旅行者数は減少しており、目標の達成は不透明な状況となっている。ポストコロナ時代に向けて、付加価値の高いスポーツツーリズムコンテンツの充実、公衆衛生を含めた受入環境整備、正確で有効的な情報発信等、国内旅行者に選ばれる地域づくりを行っていく必要がある。また、地域内向けの交流人口拡大・健康増進・共生社会等（インナー施策）も包括して、総合的に「地域振興」に取り組んでいくことが必要。
--------------------	----------	----------	----------	----------	----------	--	--	--	---------	---

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
地域スポーツコミッションの設置数	56団体	83団体	99団体	118団体	159団体		170団体	R2年10月時点で目標値に対して93.5%の進捗となっており、国際スポーツ大会の開始等を契機に、地域で新規設立が促進されている。一方、少なからず活動を縮小・停止している組織もあり、新規設立の促進に加え、既存組織の活動内容の充実も図っていく必要がある。今後の地域スポーツコミッションの在り方について検討を行う、複合的な事業展開により、自主財源を確保しつつ、公共スポーツサービスの提供や経済効果をも創出する地域に不可欠な事業体（ハイブリット型事業体）に発展させていく必要がある。

○項目（3）スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
IOC、IPC、国際競技団体等の国際機関における日本人役員数	25人	29人	30人	35人			35人	目標の35人をR1年度時点で達成している。今後は、IF役員ポスト35人の維持・拡大に向け、国際スポーツ団体における継続的・安定的なポジション確保のための方策を検討する必要がある。

数値目標	計画策定時	実績値					目標値	進捗状況の検証評価、それを踏まえた課題
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3	
スポーツ・フォー・トゥモローによる裨益国・者数	193か国 348万人	202か国 664万人	202か国 964万人	204か国 1,207万人			100か国 1,000万人	R2年3月末までに、数値目標を達成している。今後は、令和4年度以降の事業展開についても検討していく。

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における  
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツ参画人口の拡大

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進  国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。	ア 国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等をわかりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的实施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて地方公共団体やスポーツ団体等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会を充実を図る。  イ 国は、スポーツに対するニーズや阻害要因等に関する調査や顕彰制度等を通じて、民間事業者等による新たなルールやスタイルのスポーツの開発・普及を促進し、適性等に応じたスポーツの機会を提供する。  ウ 国は、高齢者が楽しく継続的に取り組むことができ、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて、健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）、日本レクリエーション協会（日レク）などのスポーツ団体に普及するとともに既存の介護予防の取組とも連携を図りながら、高齢者のスポーツ参加機会の充実を図る。  エ 国は、成人のスポーツ実施状況に関する調査について、調査項目及び調査方法等を検証・改善するとともに、スポーツ実施要因等の分析を踏まえた施策を推進することで、障害者を含めた若年期から高齢期までのスポーツ参加機会の充実を図る。	○スポーツの「楽しさ」や「喜び」等を実感するためのスポーツへの多様な関わり方を分かりやすく提示するとともに、スポーツ参画への阻害要因に対するアプローチ方策について、具体的な実践例を交えて広く発信することを目的に「スポーツアクション推進ガイド～Enjoy Sport, Enjoy Life～」を平成30年3月に策定した。具体的には、「する」スポーツの推進については世代ごとにスポーツに参加できない阻害要因や課題を分析し、関係者に期待される世代別のアプローチ方策を紹介し、「みる」「ささえる」スポーツは関係者が既に行っている様々な取組の見える化を図ることで、それぞれのスポーツ参画の方策をわかりやすく提示した。また、地方公共団体のスポーツ主管課やスポーツ団体等へ周知及びスポーツ庁ホームページで公開した。  ○「働く世代のスポーツを通じた健康増進に関する調査」（平成29年3月）「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（～令和2年）にてスポーツに対するニーズや阻害要因を調査した。  ○ビジネスパーソンを対象に通勤時間などの隙間時間に「歩く」ことを推奨する「FUN+WALK PROJECT」を開始し、歩きやすい服装での通勤スタイルの普及を促進した（平成29年度～）  ○従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を認定する「スポーツエールカンパニー」認定制度を創設した（平成29年度～） 【認定企業数】 H29年217社、H30年347社、R元年533社、R2年623社  ○スポーツ無関心層の意識・行動変容を目的とした取組として「新たなスポーツの開発・普及、アプローチ展開」を実施した（平成29年度～令和元年度）  ○「運動プログラムを活用した健康寿命延伸事業」において、高齢者が無理なく実施でき、介護予防等に効果的な楽しい「スポーツプログラム」を作成し（H29年度）、作成時の調査結果やコンセプトを踏まえ・高齢者の生活基盤となる地域コミュニティにおいて継続的な実施を可能とするため、地方自治体や関係組織・団体等との連携モデルを構築した（H30年度）  ○「スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツを通じた健康長寿社会等の創生（H27・28年度）、運動・スポーツ習慣化促進事業（H29・30年度、R1年度）」において、地方公共団体が総合型地域スポーツクラブ等の域内の関係団体と連携し、高齢者のスポーツを通じた健康づくりに資する取組を支援した。  ○成人のスポーツ実施状況に関する調査は内閣府において3年に1回実施されていたが、平成28年度からは、毎年実施し、詳細な分析を可能にするため、標本数を20,000人に拡大した上でWebを使用した調査に切り替えている。	●左記のスポーツアクション推進ガイドが学校や地方公共団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツに関する研究者やスポーツ指導者等にさらに活用していただけるように、取組の効果検証及びエビデンスを構築し、普及啓発に努めていくことが必要。  ●引き続き、ライフステージに応じた国民のスポーツ実施に向けての環境整備、機運醸成を行う必要があり、機会の提供等の「量」的な観点からのアプローチも引き続き実施するとともに、体力の向上等の「質」的なアプローチについても検討し、質・量の両面からのスポーツ実施について検討していくことが必要。  ●「Sport in Lifeプロジェクト」等において、スポーツ無関心層のスポーツ習慣づくりに向けた普及啓発活動を実施するとともに、実証実験を通して仕事や家事等で忙しい働き盛り世代や女性など、依然としてスポーツの実施率が低い層をターゲットに運動・スポーツを実施できる環境の整備が必要。  ●高齢者がスポーツに参加することは介護予防の観点からも極めて重要であるが、高齢者は疾患やリスクを有することが多く個人差が大きいため、スポーツをする際には様々な配慮が必要である。したがって、高齢者のスポーツ参加においては、安全かつ効果的な個々に応じたスポーツプログラムが必要であることから、既存の楽しい「スポーツプログラム（H29年度作成）」を見直し、厚生労働省や医療機関と連携しながら内容を更新し、「運動・スポーツ習慣化促進事業」等で普及啓発を図る。  ●各地域ごとの分析ができる調査方法の検討が必要。

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における  
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツ参画人口の拡大

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>②学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上</p> <p>学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ機会を充実する。</p> <p>その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%（平成28年度現在58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「や嫌い」である中学生を半減（平成28年度現在16.4%→8%）すること、子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す。</p>	<p>ア 国は、体育・保健体育の学習指導要領の改訂において、体力や技能の程度、障害の有無及び性別・年齢にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、指導内容の改善を図ることにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を図る。</p> <p>イ 国は、地方公共団体と連携し、武道を指導する教員の研修、指導者の派遣、武道場の整備等を通じて、中学校における武道の指導を充実する。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体等と連携し、小学校における体育の専科教員の導入を促進するとともに、運動が苦手な児童や障害のある児童生徒が運動に参画できるよう研修を充実するなど、教員採用や研修の改善を通じ、学校体育に係る指導力の向上を図る。</p> <p>エ 国は、地方公共団体と連携し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により全国的な子供の体力・運動能力等を把握し、その分析結果を周知する。これに基づき、地方公共団体及び学校は、それぞれの成果と課題を検証し、体育・保健体育の授業等を改善する。</p>	<p>○平成29年3月に改訂した学習指導要領においては、運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮するとともに、障害のある児童生徒などについて指導等の工夫を計画的、組織的に行うこととした。改訂した学習指導要領については、毎年指導主事会議においてその趣旨を説明し、徹底を図った。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染症対策に留意した体育や運動部活動の実施例などを教育委員会や学校に示した。</p> <p>○「武道等指導充実資質向上推進事業」において、教員の指導力向上や外部指導者の活用による武道授業の指導力強化や地域の実態に応じた特色ある武道指導の実践研究を行った。外部指導者を活用した複数種目の武道指導など多様な武道指導についての実践研究を行った。武道団体には外部指導者育成の事業を委託することで、中学校における武道指導の支援体制の強化を図った。</p> <p>○全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書において、小学校体育専科教員の配置による効果等の分析結果を示した。</p> <p>体育・保健体育指導力向上研修（実技研修）は、運動が苦手・意欲的でない児童生徒への指導の観点を追加し、研修内容の充実を図った。</p> <p>○全国体力調査結果を学校や自治体に周知する際に、学校や教育委員会で取り組んでいる優良事例も情報発信することで、学校等における授業の改善や子供の体力向上施策の取組の促進が図られた。</p> <p>※すべての児童・生徒の体力向上にかかる取組の実施を行ったか。</p> <p>行わなかった小学校(H27)11.4%→(H30)7.4%                  行わなかった中学校(H27)54.6%→(H30)37.8%                  ※授業の目標（めあて・ねらい）を生徒に示している。                  中学校(H28)52.9%→(H31)59.1%                  ※授業で学習したことを振り返る活動を取り入れている。                  中学校(H28)39.3%→(H31)44.4%                  ※授業で生徒同士で助け合ったり、役割を果たしたりする活動を取り入れている。                  中学校(H28)35.9%→(H31)38.4%                  ※授業で生徒同士で話し合う活動を取り入れている。                  中学校(H28)18.6%→(H31)72.6%</p>	<p>●体育の授業では、感染症対策を行いつつ、多様な学習を実施し、運動量を確保していくことが課題である。</p> <p>●武道を担当する教員の指導力向上及び外部指導者の活用、安全に武道を実施する環境整備を行う必要がある。</p> <p>●児童生徒の体力については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、平成30年度までは緩やかな向上傾向であったが、令和元年度調査で、小・中学生の男女ともに体力の低下がみられ、小学生男子が過去最低の記録となった。                  また、新型コロナウイルス感染症の影響により、更なる運動不足・体力低下が懸念される。</p> <p>●体育の授業において、楽しく安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導を行うことが必要である。</p> <p>●児童生徒のスクリーンタイムの増加とともに、運動やスポーツに取り組む時間が低下傾向にあり、平日の放課後や休日の運動時間を確保するための取組を推進する必要がある。</p>

<p>オ</p>	<p>国は、教員、生徒及び保護者等を対象とした運動部活動に関する総合的な実態調査及びスポーツ医・科学的の観点等を取り入れた運動部活動の在り方に関する調査研究を実施する。</p> <p>その結果等を踏まえ、日本中学校体育連盟（中体連）や全国高等学校体育連盟（高体連）等と連携し、生徒の発達段階等を考慮した練習時間・休養日の設定や、複数種目の実施など女子生徒や障害のある生徒等のニーズにも応じた多様な運動部活動の展開を含む運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定する。</p>	<p>○平成29年度に実施した「運動部活動等に関する実態調査」及び「運動部活動に関するスポーツ医・科学的調査研究」を踏まえ、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、周知・徹底を図ることで、活動時間の適正化や生徒のニーズに応じた活動及び地域と協働・融合した活動を促進した。さらに、ガイドラインを踏まえた実践的な取組について研究する「運動部活動改革プラン」を実施している。</p> <p>○合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引の作成・公開を各競技団体に要請し、手引きを活用した合理的で効率的・効果的な運動部活動の推進を図っている。また、自治体における部活動指導員の配置を支援するために、補助事業及び地財措置を実施しており、配置数は増加している。</p> <p>○運動部活動については、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革（R2.9.1）」において、①休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること、②部活動の指導を希望する教師は、休日に指導を行うことができる仕組みを構築すること、③生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ活動を実施できる環境を整備することを目指している。</p>	<p>●ガイドラインに則した部活動改革を実現することが必要である。</p> <p>●不適切な指導や体罰事案の根絶、部活動指導員の人材確保が必要である。</p> <p>●持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革とそれに伴う地域スポーツ環境の整備が必要である。</p> <p>指導者の確保については、競技経験のある者が所属する民間企業や体育系大学の協力を得ていく必要がある。</p>
<p>カ</p>	<p>国及び地方公共団体は、運動部活動が、学校教育の一環として、生徒がスポーツに親しみ、生徒の責任感や連帯感を養う上で、重要な活動として教育的意義が高いことを踏まえ、運動部活動における指導力の向上や指導体制の充実を図る。そのため、スポーツ指導に係る専門性を有し、教員と連携して運動部活動をささえ、大会引率も可能な部活動指導員について中体連、高体連、スポーツ団体、総合型クラブ、民間事業者等と連携し、配置を促進する。</p>		
<p>キ</p>	<p>国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、「幼児期運動指針」やこれに基づく指導参考資料を各幼稚園や保護者等に普及し、活用を促すことで、幼児期からの運動習慣づくりを推進する。</p>	<p>○「幼児期運動指針」に即した「子どもの運動習慣アップ支援事業」や「幼児期からのアクティブ・チャイルドプログラム普及講習会」等を実施し、幼児期からの運動習慣づくりの重要性を、各幼稚園や保護者等に啓発した。</p>	<p>●「幼児期運動指針」については、今後の全国の幼稚園等への継続した周知方法や活用方法の検討が必要である。</p>
<p>ク</p>	<p>国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、発達段階に応じて基礎的な動作を獲得できる「アクティブ・チャイルド・プログラム」等の運動遊びプログラムの普及及びその指導者に関する情報提供等により、放課後子供教室等での多様な運動を体験する機会の提供や保護者への啓発活動を促進し、小学生の運動経験の充実を図る。</p>	<p>○「子どもの運動習慣アップ支援事業」や「アクティブ・チャイルドプログラム普及講習会」等を実施し、プレイヤーを活用した日常的に運動・スポーツを実施する習慣の支援や、保護者に対し、子供の多様な運動をする必要性を啓発した。</p>	<p>●「アクティブ・チャイルド・プログラム」等の運動遊びプログラムの重要性について、保護者の理解を得るには常に世代が入れ替わるので継続した啓発が必要であるとともに、運動遊びの実践や普及できる指導者の継続した育成、及び運動遊びの定着に向けた取組の推進が必要である。</p>

	<p>ケ 国は、日本体育協会（日体協）と連携し、総合型クラブ、スポーツ少年団の活動に関する情報を発信し、参加を促進させることにより、複数種目や多様なスポーツの経験を含む地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。</p>	<p>○スポーツ少年団の令和元年度の実績として、複数種目実施している団は3,113団（団員数は88,784名）あり、スポーツ少年団ブロック指導者協議会や、全国スポーツ少年大会では、「アクティブ・チャイルド・プログラム」の普及や多様なスポーツ経験の機会を提供し、総合型クラブにおいては公式メールマガジンを活用しクラブ関係者に対し、好事例の情報発信を実施した。</p>	<p>●複数種目を実施している団数の減少は総団数の減少より顕著な状況であるため、少年団指導者等に、運動機能の基礎を形成する時期に、複数種目の実施や多様なスポーツの経験が重要であることを更に周知することが必要である。加えて、少年団と総合型クラブが連携して、地域課題の解決に際えることができる、地域スポーツクラブとしての組織基盤構築を目指し、子供が活動に参加しやすい環境整備を行うことが必要である。 ※複数種目団数:H27 3,816団、R元 3,113 団 (対H27▲18.4%) 総団数: H27 33,077団、R元 31,302団 (対H27▲5.4%)</p>
	<p>コ 国は、日本スポーツ振興センター（JSC）及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実することにより、重大事故を限りなくゼロにするという認識の下で学校体育活動中における事故防止の取組を推進する。</p>	<p>○毎年、体育活動中の事故防止に関する通知を各教育委員会等に発出し、注意喚起を行うとともに、事故防止セミナーを平成29年度11箇所、平成30年度12箇所、令和元年度13箇所で開催（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）した。さらに、セミナーの資料及び年度毎にテーマを設定し作成した広報物をHP掲載することで事故防止の啓発を行った。 ※体育活動中の死亡・重大事故件数 (H28)24件→(H30)7件</p>	<p>●重大事故は減少傾向にあるが、依然として発生している状況にあり、事故防止の取組を継続して実施していく必要がある。</p>
	<p>サ 地方公共団体は、国の支援も活用しつつ、耐震化や芝生化など学校体育施設・設備を整備することにより、学校における子供のスポーツの場を充実する。</p>	<p>○地方公共団体が実施する学校水泳プール整備事業（耐震補強含む）、中学校武道場新改築事業及び屋外教育環境施設整備事業に対し補助金を交付した。 公立学校の水泳プール設置率：79.5%→78.6%、公立学校（小・特支を除く）の武道場設置率：65.2%→66.2%、公立学校の屋外運動場の芝生整備率：8.5%→8.1%（平成28年5月1日時点→令和元年5月1日時点）</p>	<p>●引き続き、子供が安心してスポーツに親しめる環境の整備に努めることが必要である。</p>
	<p>シ 国及び国立青少年教育振興機構は、野外活動等に関する指導者の養成や家庭・社会への普及啓発等を通じて、国立青少年教育施設、国立公園、国営公園等におけるハイキング、トレッキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動やスポーツ・レクリエーション活動を促進し、子供のスポーツ習慣や豊かな人間性・社会性を育成する。</p>	<p>○「あそびの日」キャンペーンを実施しスポーツ・レクリエーションの活動を推進したり、令和2年度第1次補正で「子どもの運動不足解消のための運動機会創出プラン」を実施し、全国の小学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等において、子供と一緒に楽しく運動したり、体験活動等を実施する「新しい生活様式」に対応した機会を提供した。</p>	<p>●スポーツ・レクリエーション活動や運動遊びの重要性について、スポーツ団体等の指導者、保護者の理解は十分ではなく更なる周知が必要であるとともに、運動遊びを実践できる指導者も不足しており、継続した育成が必要である。</p>



「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における  
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツ参画人口の拡大

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>③ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ</p> <p>官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、<u>成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づく</u>ことを目指す。</p>	<p>ア 国は、産業界、地方公共団体及び保険者等と連携し、通勤時間や休憩時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりに向けたプロモーション活動の展開や民間事業者の表彰等を通じて、ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりを推進するとともに、民間事業者における「健康経営」を促進し、スポーツ参画人口の拡大を図る。</p> <p>イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体と連携し、特別支援学校や総合型クラブ等において障害者スポーツに取り組みやすい環境を整備するなど、障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組を推進する。</p>	<p>これまでの取組と成果</p> <p>○ビジネスパーソンを対象に通勤時間などの隙間時間に「歩く」ことを推奨する「FUN+WALK PROJECT」を開始し、歩きやすい服装での通勤スタイルの普及を促進した（平成29年度～）</p> <p>○従業員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を認定する「スポーツエールカンパニー」認定制度を創設した（平成29年度～）  <b>【認定企業数】</b>                  H29年217社、H30年347社、R元年533社、R2年623社</p> <p>○一人でも多くの人が日常的にスポーツに親しむ社会の実現を目指す「Sport in Lifeプロジェクト」を開始し、趣旨に賛同する団体で公営されるコンソーシアムを創設して、産業界、地方公共団体及び保険者等との連携強化を促進した（R元年度～）  <b>【コンソーシアム加盟団体数】</b> 1,067団体(R3.1現在)』</p> <p>○スポーツを通じた女性の活躍促進会議を設置した（平成29年～令和元年度）。</p> <p>○スポーツ未実施層を対象とした現状把握調査を実施し（平成29年度）、「女性のスポーツ参加促進事業」において、女性のスポーツ参加促進やライフイベントの変化があっても継続的にスポーツを実施できるスポーツメニュー、スポーツプログラムを作成した（平成30年度）。</p> <p>○スポーツ参加に消極的な女性に対し、「女性スポーツ促進キャンペーン」を実施し女性スポーツアンバサダーを任命、楽しく体を動かせるオリジナルダンスを作成し、スポーツ庁ホームページやSNSで発信した。（令和元年度）</p> <p>○女性のスポーツ実施の重要性を啓発する為、厚生労働省主催の「女性の健康週間」イベントに参画（平成30年度）した。</p> <p>○鯖江市JK課プロジェクトとの連携による、運動プログラムのモニター実施及び「お洒落でゆるい運動会」への参加など、若年期のスポーツ実施率向上のために連携した（令和元年度）</p> <p>○女性スポーツオリジナルダンスを普及する為、動画配信アプリにて配信した。また、エネルギー低回転型の女性の健康課題、日本人の座りすぎの健康リスクについて周知する為、わかりやすい説明動画を作成し、動画配信アプリにて配信した。（令和2年度）</p> <p>○平成30年度に作成したスポーツプログラム「Myスポーツメニュー」をSILコンソーシアム加盟団体である武蔵野美術大学と協力し、学生による各メニューの動きのイラスト作成を依頼した。（令和2年度）</p> <p>○SIL推進プロジェクトにおいて、育児期の女性とその子どもを対象とした、スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験を実施した。（令和2年度）</p>	<p>課題</p> <p>●「運動不足を感じている人」、「運動したいが、阻害要因のせいではない人」等といったスポーツ実施者予備軍層と、スポーツ・運動を「現在しておらず、今後もするつもりはない」とするスポーツ無関心層といった2つの階層へのアプローチが必要。</p> <p>●「Sport in Lifeプロジェクト」等において、スポーツ無関心層のスポーツ習慣づくりに向けた普及啓発活動を実施するとともに、実証実験を通して仕事や家事等で忙しい働き盛り世代や女性など、依然としてスポーツの実施率が低い層をターゲットに運動・スポーツを実施できる環境の整備が必要。</p> <p>●女性に多い健康課題（痩せ、骨量不足等）に係るスポーツの有効性を含む女性スポーツの必要性の周知と普及（本人のほか、周囲（職場、配偶者等）の協力を得るためにも必要）が必要。</p> <p>●個人の属性（就業状況、子どもの有無等を含む）・性格等で分類するなどの分析と実施策の検討が必要。</p> <p>●女性アスリート向けに蓄積されたデータを一般女性への普及啓発に活用することの検討が必要。</p> <p>●依然として障害者のスポーツ実施率は健常者に比べ低く、引き続き障害者が身近にスポーツができる場所を確保し、障害者自身にそれらの情報を伝えていくことが必要。</p>

	<p>エ 国は、スポーツと健康、食、観光、ファッション、文化芸術及び娯楽などのエンターテインメントとの融合や、ITを活用したスポーツの魅力向上等の民間事業者の取組を支援することにより、スポーツに関心がなかった人の意欲向上を図る。</p>	<p>○FUN+WALK PROJECTにてビジネパーソンを対象に「歩きやすい服装」を提案するなど、ファッションを切口とした運動・スポーツの実施を推進した。</p> <p>○スポーツが得意でなくても楽しめる新たなルール・スタイルによるスポーツの開発や普及を目的とした事業を実施しハンドブックを作成したほか、スポーツ×●●をテーマとしたスポーツ実施率向上のための施策募集（バブコン）を開催し、一部を事業化した。</p> <p>○Sport in Lifeコンソーシアムにはスポーツ関係団体のほか、文化、ITといった異分野から多くの団体に加盟いただき、令和2年度からスポーツとは異なる視点からスポーツ未実施者を取り込む新たな実証事業を支援している。</p>	<p>●Sport in Lifeコンソーシアムにおける、異分野の加盟団体間の連携によるスポーツ実施者を増やす取組は始まったばかりで、スポーツ実施者の増加に繋がる成果、好事例が不足しているため、成果の蓄積及び好事例の収集・展開が必要。</p>
--	--	--	---

「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における  
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>①スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保</p> <p>スポーツに関わる人材の全体像を把握しつつ、アスリートのキャリア形成支援や、指導者、専門スタッフ、審判員、経営人材などスポーツ活動を支える人材の育成を図ることにより、スポーツ参画人口の拡大に向けた環境を整備する。</p>	<p>&lt;スポーツに関わる人材の全体像の把握&gt;</p> <p>ア 国は、指導者、専門スタッフ、審判員、大会等運営スタッフ、サポーター、ボランティア及び団体等の経営人材などスポーツに関わる人材の数や有給、無給等の属性の特徴について調査研究を実施し、全体像を明らかにする。</p> <p>&lt;アスリートのキャリア形成&gt;</p> <p>イ 国は、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）等のスポーツ団体、中学校・高等学校・大学等の教育機関及び経済団体と連携し、アスリート経験者のキャリアに関するデータを蓄積するとともに、アスリートに対する大学での学習支援の充実やセミナーの開催などを通じて、アスリート等の人間的成長やデュアルキャリアの取組を促進する。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、指導者やスポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、地域での運動指導に関わる機会の拡大等を通じ、引退したアスリートのキャリア形成を支援する。</p> <p>エ 国は、JOC及びJPCが提携して行う民間事業者と現役トップアスリートをマッチングする就職支援制度「アスナビ」の利用促進や、学び直し支援のためのセミナーを実施することなどにより、アスリートの民間事業者等での就業を促進する。</p> <p>&lt;スポーツ指導者の育成&gt;</p>	<p>○令和2年度に、スポーツ人材に関する全体像とともに、育成等に関する課題やグッドプラクティス等を把握することを目的とした「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」を実施。中央競技団体やトップリーグに所属するクラブチーム、スポーツ少年団などのスポーツ団体における、指導者や審判員などの資格別人数、専業/兼業、有給/無給の状況等を整理。</p> <p>○平成28年度から、スポーツ界、教育界、経済界などが連携して、アスリートのキャリア課題について、検討、解決案を提案するため会員が保有する資源や情報を共有しながら、連携・協働・支援を促進する「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」を運営。令和3年1月現在、43団体が参画しており、本コンソーシアムにおいて、会員間の情報共有の場の提供や会員主導による以下のプロジェクトを実施。</p> <p>〔令和元年度におけるコンソーシアムの調査において、アスリートのキャリア支援の取組を行っていると回答した競技団体・リーグは、約44.9%〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニア期及び大学生に向けたデュアルキャリア育成プログラムの開発及び研修</li> <li>・アスリートへのキャリア支援に関する取組・意識の実態調査</li> <li>・アスリートの人材価値を社会に発信するためのカンファレンスの実施</li> <li>・社会人アスリートに対するキャリア支援プログラムの実施</li> <li>・プロスポーツチームや競技団体等、アスリートの身近な存在として実際に研修会や情報提供を行いキャリア支援を行うアスリートキャリアコーディネーターの育成</li> </ul> <p>○「アスナビ」を経て、平成22年から令和2年5月現在にかけて、300名以上のアスリートが約200社の企業に就職した。また、平成28年度より、「アスナビNEXT」として、トップアスリートが現役を引退し、次のステージへスムーズに移行する為の支援として、社会人アスリートに対する意識啓発のセミナー等を実施している(年4~6回程度)。</p>	<p>●指導者の不足を課題として抱えるスポーツ団体が多く存在することや、スポーツ現場に立つスポーツ人材のうち、資格を有する者の割合が少ないこと等が、課題として明確になった。</p> <p>●スポーツキャリアサポートコンソーシアムの取組や、競技団体・チームによる取組の好事例を、より多くのスポーツ団体に浸透させることにより、スポーツ界が一体となってキャリア支援に取り組むことが必要。</p> <p>●アスリートが地域での運動指導に関わる機会の拡大について、これまで有効な取組を行っていない。</p> <p>●アスリートへの職業紹介事業を整備するだけでは、アスリート自身が民間企業等で働くことへの抵抗感（自分に競技以外何ができるのか分からない、何がしたいか分からない、競技をできるだけ長く続けることだけを優先してしまう、等）を感じてしまっている場合に円滑なマッチングが難しい。</p>

<p>オ</p>	<p>国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、指導者養成の基準カリキュラムとして国が策定したグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を大学やスポーツ団体等へ普及することにより、指導内容の質を確保するとともに、日体協自ら同カリキュラムを指導者養成講習会等に導入する際、オンラインコンテンツによる講習等を充実する。</p>	<p>○公認スポーツ指導者養成講習会の免除適用コースを開講する団体におけるモデル・コア・カリキュラムの導入状況→「モデル・コア・カリキュラム」導入団体(大学・専門学校)数：237団体中72団体 (R2)</p> <p>○モデル・コア・カリキュラムの普及にあたっては、アクティブラーニングによる学びを活用することとし、受講者の学びを支援する講師として、コーチデベロッパーを養成。</p> <p>○モデル・コア・カリキュラムを導入する大学・専門学校において、コーチデベロッパーの配置を義務付け、学生の学びの質を確保。</p> <p>○公認スポーツ指導者養成講習会において、eラーニングを用いた事前学習や事後学習を実施するほか、一部の研修会をオンラインで実施。</p>	<p>●養成講習会の免除適用コースを開講する全ての団体(大学・専門学校)及び独自の制度・カリキュラムにより指導者の養成を行っている団体の養成講習会において、モデル・コア・カリキュラムやその要素の導入を進めていくことが必要。</p> <p>●集合型研修では、住んでいる地域や仕事等の都合により受講がしにくい層も多いことから、実技を含むすべての講習におけるオンラインの活用を促進することが必要。</p> <p>●以前のカリキュラムで資格を取得した指導者には、モデル・コア・カリキュラムの内容が浸透されていないため、コーチデベロッパーの活用や、オンライン形態(オンデマンドを含む)による研修機会や内容の充実と多様化を促進することが必要。</p>
<p>カ</p>	<p>国及び日本障がい者スポーツ協会(日障協)は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、<u>障害者スポーツ指導者の養成を拡充する(平成27年度現在2.2万人→目標3万人)</u>。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。</p>	<p>○令和元年度の「公認スポーツ指導者制度」改定時に、スポーツ指導者基礎資格として、短時間で取得可能な「スタートコーチ」及び通信講座で取得可能な「コーチングアシスタント」を創設。</p> <p>○スポーツ指導者基礎資格の保有者数(R2)</p> <p>スタートコーチ：696名 コーチングアシスタント：1,131名</p> <p>○大会の出場条件やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの登録基準等において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けた。具体的な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央競技団体に対して、日本選手権等における監督等としての大会出場の条件や日本代表コーチの選出条件などに公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるよう、会議の場において要請。</li> <li>・令和2年度以降、スポーツ少年団において「指導者」と登録する場合は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有することを必須とした。</li> <li>・公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則において、必ず満たすべき運用ルールとして、クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有していることと、公認スポーツ指導者を養成している競技の指導者には公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されていることが規定された。</li> <li>・令和3(2021)年度からJOCナショナルコーチアカデミーの受講条件に、公認コーチ3以上の取得を義務付けた。</li> </ul>	<p>●障がい者スポーツ指導者の資格を更新しない者が一定程度おり、これらの人材の活用の促進を図ることが必要。</p>
<p>キ</p>	<p>日体協は、国の支援を通じ、運動部活動などの指導者向けに短時間で取得可能な資格を創設したり、スポーツ指導者の育成にかかる体制を整備したりするなど、体系的で効果的なスポーツ指導者育成制度を構築するとともに、原則として、指導現場に立つ全ての指導者が資格を有するよう求めることにより、指導者の質を保証する取組を促進する。</p>	<p>○令和元年度の「公認スポーツ指導者制度」改定時に、スポーツ指導者基礎資格として、短時間で取得可能な「スタートコーチ」及び通信講座で取得可能な「コーチングアシスタント」を創設。</p> <p>○スポーツ指導者基礎資格の保有者数(R2)</p> <p>スタートコーチ：696名 コーチングアシスタント：1,131名</p> <p>○大会の出場条件やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの登録基準等において、公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けた。具体的な取組は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央競技団体に対して、日本選手権等における監督等としての大会出場の条件や日本代表コーチの選出条件などに公認スポーツ指導者資格の取得を義務付けるよう、会議の場において要請。</li> <li>・令和2年度以降、スポーツ少年団において「指導者」と登録する場合は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の保有することを必須とした。</li> <li>・公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則において、必ず満たすべき運用ルールとして、クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有していることと、公認スポーツ指導者を養成している競技の指導者には公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されていることが規定された。</li> <li>・令和3(2021)年度からJOCナショナルコーチアカデミーの受講条件に、公認コーチ3以上の取得を義務付けた。</li> </ul>	<p>●公認スポーツ指導者資格を保有せずスポーツ指導を行う指導者が存在しており、更なる普及が必要。</p> <p>●国としても、関係団体への要請等を通じ、大会出場資格に指導者資格の取得を紐づけることを促していくなど、指導現場に立つ、より多くの指導者に資格保有を促すような取組を検討していくことが必要。</p> <p>●現状、指導者資格の講習会や研修会は、主に東京・大阪で実施されていることから、地方でも資格が取得できるよう、講習を受講しやすい環境を構築し、受講方法の多様化をさらに図ることが必要。</p>
<p>ク</p>	<p>国及び日体協は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、運動部活動に関わる教員や外部指導員等におけるスポーツ指導者資格の保有者の増加を図り、児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるようにする。</p>	<p>○児童生徒がより適切なスポーツ指導が受けられるよう、運動部活動改革プランにおいてスポーツ医科学に基づいた合理的・効果的な活動の推進に向けた実践研究を実施するとともに、中央競技団体に対して、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引の作成を要請しており、9団体において指導手引を作成・公表している。</p>	<p>●部活動の指導を担う教師の約半数が担当する競技種目の競技経験を有しない現状や教師の負担軽減の観点も踏まえ、生徒が専門的またはニーズに応じた指導を受けられる環境を確保していく必要がある。</p> <p>●指導手引について、中体連加盟18競技団体の中、9団体が未作成のため、その作成数を増やす必要がある。加えて、競技歴のない教員が部活動顧問を担う場合もあることから、動画コンテンツを作成するなど、活用の利便性を向上させる必要がある。</p>

ケ	<p>国は、日体協や日レクをはじめ様々な団体のスポーツ指導者に関する資格取得のためのプログラムや資格取得者の活動状況について整理し、有資格者による指導の成果等を発信することにより、指導者の資格取得やステップアップを支援する。</p>	<p>○各競技団体の資格制度や育成・評価制度、指導者本人の活動状況を調査するため、令和2年度に「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」を実施。 ○日本スポーツ協会において、公認スポーツ指導者制度の発展やスポーツの振興に貢献した者に対する表彰を実施。</p>	<p>●指導者として資格を保持することのメリットや、有資格者による指導の成果（有資格者に教わることのメリット）等が社会的に十分認知されているとは言えない。</p>
コ	<p>国は、地方公共団体、日体協（各都道府県協会を含む）及び中央競技団体と連携し、学校、地域、総合型クラブ及び民間スポーツクラブ等におけるスポーツ指導機会を充実し、例えば、それらを掛け持つことによりフルタイムでスポーツ指導に従事できるような、スポーツ指導者が「職」として確立する環境を醸成する。</p> <p>&lt;専門スタッフ、審判員、スポーツボランティア等&gt;</p>	<p>○令和2年度に、スポーツ人材に関する全体像とともに、育成等に関する課題やグッドプラクティス等を把握することを目的とした「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」を実施。中央競技団体やトップリーグに所属するクラブチーム、スポーツ少年団などのスポーツ団体における、指導者や審判員などの資格別人数、専業/兼業、有給/無給の状況等を整理。【再掲】</p>	<p>●地方公共団体、日本スポーツ協会及び中央競技団体というこれまでの連携体制の下では、抜本的にスポーツ指導者を「職」として確立させる環境醸成の切り口が見出せていない。個人事業主の実態を含めた把握と検討が必要。</p>
サ	<p>国及び日体協は、スポーツ団体及び大学等と連携し、医療・栄養・トレーニング・心理等のスポーツ科学など専門的な知識・技術を有する人材の資質向上を促進し、アスリートの指導現場や総合型クラブ等への配置を充実することにより、アスリート等の健康管理と競技力向上を推進する。</p>	<p>○「公認スポーツ指導者制度」において、スポーツトレーナーやスポーツ栄養士の資格制度を設け、養成を実施。 →各公認スポーツ指導者資格の保有者数の推移（H29）→（R2） アスレティックトレーナー：3,453→4,331名 スポーツドクター：5,960→6,420名 スポーツデンティスト：235→585名 スポーツ栄養士：253→411名</p> <p>○「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」において、各チームにおける専門スタッフの資格取得状況等に関する調査を実施。</p>	<p>●スポーツ医・科学の発展に対応した講習内容の見直しを図り、資質向上を推進する必要がある。また、調査において、ナショナルチームレベルであっても、専門人材が確保できていないという声があることから、資格保有者のさらなる育成を進めていく必要がある。</p> <p>●スポーツ医学に関する専門的な知識・技術を有する人材の配置を広げ、安全・安心な形でスポーツの実施を普及させる観点から、例えば、大学内にあるスポーツ健康センターや医科学センター等の関連施設において公認スポーツ指導者（スポーツドクターやアスレティックトレーナー等）の配置を促進する必要がある。</p>
シ	<p>国は、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）等と連携し、国際的対応ができるドーピング検査員の育成をはじめ、必要な体制を整備することにより、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京大会等の公平性・公正性の確保を図る。</p>	<p>○国際的対応ができるドーピング検査員を113名育成するなど、我が国における国際競技大会等の公平性・公正性を確保するために必要なドーピング検査体制を整備した。</p>	<p>●育成したドーピング検査員を東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして有効活用していく必要がある。</p>
ス	<p>国は、民間事業者及び大学等と連携し、競技団体への出向期間を勤続年数に連算することや、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関で役割に応じた業務に従事する仕組みの活用等、スポーツ指導者が一定期間指導に専念できる配慮を行うよう所属先へ要請することなどにより職場の理解を促進する。</p>	<p>○令和2年度に「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」を実施し、ナショナルチームの指導者における専業/兼業の実態や、ナショナルチームが指導者に関して抱えている課題、指導者自身が感じている課題等について調査を実施。</p>	<p>調査の中では、「指導者が兼業により指導に従事していることに伴い、本業との兼ね合いで、指導の日程の確保が難しい」などの声が上がっているが、現在もヒアリング等を通じてとりうる対応を分析中であり、引き続き精査を続ける必要がある。</p>

セ	<p>JOCは、国及びJSCの支援も活用し、ナショナルコーチアカデミーの充実、審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の確保などナショナルコーチの資質向上を図るとともに、中央競技団体におけるスタッフの充実により、トップアスリートの強化活動を支える環境を整備する。また、JPCにおいても、同様の取組を行うことについて検討を進める。</p>	<p>○ナショナルコーチの資質向上 →JOCがナショナルコーチアカデミー（NCA）を開講（H29～R1年度：101名がNCAを修了）。競技を超えた連携や、受講者の学び直しの機会となり、受講者の資質向上に寄与。</p>	
ソ	<p>国は、スポーツ団体と連携し、大会や研修への派遣等を通じて質の高い審判員の養成を推進する。また、審判員の多くが兼職やボランティアで活動している状況を踏まえ、優れた活動を行う審判員の表彰等により所属先の理解を促進するとともに、審判員の所属先とスポーツ団体との意見交換など関係者間の審判活動に対する相互理解の促進を図る。</p>	<p>○平成28年度より、優れた活動を行う審判員を表彰するとともに、その旨について所属先（職場）に通知を発出する「スポーツ審判員奨励」を実施。また、令和2年度より、トップリーグ連携機構とともに、審判活動に対する所属先の理解を得るための方策について検討を実施中。</p>	<p>●中央競技団体やスポーツリーグの運営主体が中心となって、審判員の活動の実態（多くが兼職やボランティアでの活動となっているとともに、未だ審判員の地位が低い競技もあり、成り手が少ない）を踏まえた審判員の確保、及び「職」としての確立に向けた取組を継続的に実施していくことが必要。</p>
タ	<p>国は、2020年東京大会をはじめとするスポーツイベントをスポーツボランティア普及の好機として、スポーツボランティア育成に係る大学の先進事例の形成を支援するとともに、スポーツボランティア団体間の連携を促進することにより、日常様々な場面で活躍するスポーツボランティア参画人口の増加を図る。</p>	<p>○1年間のうちにスポーツに関するボランティア活動を行った者の割合は、平成28年度に6.1%であったところ、令和元年度には11.0%に上昇している（スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）。</p> <p>○令和元年度に、日本スポーツ協会、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークが「スポーツボランティア活動の推進に関する協定」を締結するなど、団体間の連携が進んでいる。</p>	<p>●メカスポーツイベントの開催や、民間スポーツ団体間の活動等を受けてスポーツボランティア人口の裾野は拡大しつつあると考えており、今後も引き続き、スポーツの魅力の向上・発信等、スポーツイベントの運営等に参画する人口の増加を図るための取組を進めていく必要がある。</p>
チ	<p>国は、スポーツ経営人材の育成・活用のための仕組みを構築することにより、スポーツ団体のガバナンスや収益性を向上させる。</p>	<p>○スポーツ団体の経営に求められるビジネススキルについて調査事業を実施した（H29年度）。</p> <p>○H29年度調査を受けて、スポーツ経営人材を育成するためのカリキュラム案の調査（H30年度）、作成（H31年度）及び教材開発（R2年度）を行った。</p> <p>○H29年度を受けて、スポーツ団体への外部人材流入のための調査・検討を実施した（H30年度）。</p> <p>○経営課題の定義、マッチング等の支援及び人材採用・定着に係る手引きを策定した（H31～R2年度）。</p>	<p>●大学・大学院教育・リカレント教育において、スポーツビジネス及びスポーツマネジメント修得に対するニーズ調査を行い普及に係る課題を見出す必要がある。</p> <p>●スポーツ団体側の外部人材の流入に関する知見が不足しており、経営課題の明確化や必要な人材の定義・見極めに関する力をつけていくことが急務である。</p> <p>●スポーツ団体内において、経営人材を育てていく機運、体制づくりが必要である。</p>
ツ	<p>&lt;スポーツ推進委員等&gt; 国は、地方公共団体が委嘱するスポーツ推進委員について、総合型クラブや地域のスポーツ団体等との連携・協働を促進することができる優れた人材の選考と研修の充実を支援することにより、地域スポーツの振興をささえる人材の資質向上を図る。</p>	<p>○令和元年11月に開催された、第60回全国スポーツ推進委員研究協議会三重大会の都道府県会長会、令和2年6月に書面開催された総会において、スポーツ推進委員の活躍に向けて、推進委員の資質向上や行政との連携促進、認知度向上等に関して短期的・中長期的な対応の提案をさせていただき、今後全国スポーツ推進委員連合と連携して、スポーツ推進委員の活躍に向け、取り組むことについて合意した。</p>	<p>●スポーツ推進委員は、スポーツ基本法において、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うものとされているが、スポーツ推進委員と自治体の行政担当者間での連携が弱いため、実際には自治体と地域住民との間に立ち、連絡調整を遂行している委員が少ない。そのため、スポーツ推進委員と自治体との連携体制を強化・構築して連絡調整業務を遂行しやすい体制を作り出す必要がある。また、スポーツ推進委員自体の知名度が低く、なり手が不足している状態であるため、広報活動を実施しつつ、地域として必要となる推進委員を見定め、各地域においてリクルートを実施する必要がある。</p>

	<p>国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、研修等の海外の最先端のスポーツ政策を学ぶ機会を充実し、我が国のスポーツ施策を推進する人材の資質を向上させる。</p>	<p>○JSCにおいて、スポーツ関係機関との連携強化・協働を進める「JAPAN SPORT NETWORK (JSN)」を立ち上げ、参加団体に対し、諸外国におけるスポーツ政策の先進的な取組事例等を定期的に発信。</p> <p>○JOCにおいて、国際大会に派遣するコーチ・スタッフの資質向上のためのナショナルコーチアカデミー事業を実施。</p> <p>○スポーツ庁においても、例えば「スポーツ仲裁活動推進事業」の中で、仲裁人を海外に派遣し、我が国の仲裁活動の中核的な人材の育成を図るなど、スポーツに関わる人材の資質向上のための取組を実施。</p>	<p>●海外の最先端のスポーツ政策等の情報収集を行い、スポーツ人材の質の向上につなげていく施策については、引き続き進めていく必要があるが、同時に、人材の流動にも対応できるよう、そのような情報を体系的に整理・蓄積し、一元的に管理するとともに政策に結び付ける有効なシステムについても構築していく必要がある。</p>
--	---	--	---



「1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」における  
 施策目標の進捗状況と課題（各論）

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>②総合型地域スポーツクラブの質的充実</p> <p>住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。</p> <p>このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。</p>	<p>ア 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブによる行政等と協働した公益的な取組の促進を図るための登録・認証等の制度の枠組みを策定し、これに基づき、日体協及び各都道府県体育協会等は、関係団体と連携し、<u>総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。</u>（平成27年度現在0→目標47都道府県）</p> <p>イ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援体制の再構築を図る。</p> <p>ウ イを踏まえ、国、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体は、関係団体と連携し、都道府県レベルで<u>中間支援組織を整備</u>（平成27年度現在0→目標47都道府県）するとともに、研修会等の開催や先進事例の情報発信等により、<u>PDCAサイクルにより運営の改善等</u>を図る<u>総合型クラブの増加</u>（平成27年度現在37.9%→目標70.0%）など総合型クラブの質的充実を推進する。</p> <p>エ 国は、日体協及び総合型クラブ全国協議会と連携し、登録・認証等を受けた総合型クラブの広報活動を推進するなど、総合型クラブの認知度向上を図る。</p> <p>オ 地方公共団体は、ウにより整備された中間支援組織について、例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど、中間支援組織の取組を支援し、総合型クラブの質的充実等を促進する。</p>	<p>○平成29年度から令和元年度にかけて総合型クラブ登録・認証制度の制度整備に関する調査研究、モデル事業を実施し、課題の検証を行った。各都道府県における運用開始の時期については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度からの運用開始の予定を令和4年度に変更した。</p> <p>○平成30年度スポーツ活動支援事業（総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業）において、中間支援組織の整備にあたり広域スポーツセンターを含む各支援主体に求められる役割について整理し、役割分担を明確にした。</p> <p>○総合型クラブの質的充実を図るために、日本スポーツ協会が実施している、ブロック別クラブネットワークアクション（研修会）等と連携し、地域スポーツに関する国の動向を情報提供することで総合型クラブの質的充実を図った。</p> <p>○スポーツ振興くじ（toto）助成制度において、「総合型地域スポーツクラブ活動助成」が実施され、総合型クラブ創設事業、創設支援事業、総合型クラブ活動基盤強化事業、自立支援事業、クラブマネージャー設置支援事業・設置事業、クラブアドバイザー配置事業が設けられ、総合型クラブへの育成に対する支援が行われている。</p> <p>○令和2年3月に各都道府県スポーツ主管課長あてに「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度及び中間支援組織の整備」について通知し、各都道府県行政と連携して中間支援組織の整備状況の把握に努めるとともに、スポーツ振興くじ助成の「総合型地域スポーツクラブ活動助成」の助成対象を市町村に一本化した。</p>	<p>●登録・認証制度について、地方公共団体、各都道府県体育・スポーツ協会の準備状況が一部不十分であり、各都道府県における整備を促進することが必要。</p> <p>●未だに広域スポーツセンターを含めた支援主体が十分に理解され、機能しているとはいえ、各都道府県体育・スポーツ協会と都道府県行政、各都道府県スポーツ推進委員、大学、民間企業等、地域スポーツ関係団体の連携体制を構築することが必要。</p> <p>●登録認証制度の運用開始後、日本スポーツ協会と連携し、総合型クラブの認知度向上のために、総合型クラブに係る総合ポータルサイト等についての検討が必要。</p> <p>●登録認証制度の運用開始は令和4年度からであるため、引き続き、各都道府県行政と連携し中間支援組織の整備状況についての把握に努めるとともに、登録認証制度の運用・中間支援組織の整備に係る支援についての検討が必要。</p> <p>●総合型クラブにおける「自己点検評価」シートの活用促進等、「PDCAサイクル」の活用について啓発していくことが必要。</p> <p>●体育・スポーツ協会、スポーツ推進委員、大学、民間企業等、地域スポーツ関係団体の連携体制を構築し、総合型クラブが地域課題解決に取り組むことができる体制を整備することが必要。</p>



	<p>カ 国は、J S C及び日体協と連携し、中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業や地方公共団体が主体となり総合型クラブによる地域課題解決に向けた取組（平成27年度現在18.4%→目標25%程度）を推進する事業を支援することを通じて、総合型クラブの質的な充実を促進する。</p>		
	<p>キ 国は、日体協、総合型クラブ全国協議会及び地方公共団体等と連携し、総合型クラブの登録・認証等の制度及び中間支援組織の整備状況などを定期的に把握するとともに、市町村が主体となり総合型クラブの育成を促進する取組を支援することにより、総合型クラブの自立的運営を促進する。</p>		

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における  
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
①障害者スポーツの振興等	<p>ア 国は、障害者スポーツの推進体制を構築するための実践研究の成果等を活用し、地方公共団体において、障害者スポーツの所管をスポーツ担当部局に一元化することを含め、スポーツ関係部局・団体等と障害福祉部局・団体との連携・協働体制の構築を促進することにより、障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備を推進する。</p> <p>イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、学校、スポーツ団体、医療機関及び障害者福祉団体等による連携・協働体制を整備することにより、障害者の幼少期から高齢期を通じてニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。</p> <p>ウ 日レク及び日障協は、国の先進事例の情報提供等により、障害者と健常者が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発やイベントを推進する。</p> <p>エ 国は、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、関連する基準や先進事例の情報提供等により、障害者のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進する。（再掲）</p> <p>オ 国及び地方公共団体は、「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」の趣旨について周知し、障害者のスポーツ施設の利用実態や合理的配慮の取組事例を把握するとともに、施設管理者に対し障害者スポーツへの理解を啓発し、障害者の不当な差別的取扱の防止や合理的配慮の取組を要請することにより、スポーツ施設における障害者の利用を促進する。</p>	<p>○H29及びR1以降毎年、障害者のスポーツ実施状況に係る調査研究を実施した。</p> <p>→週1日以上スポーツ・レクリエーションを行った者の割合 成人：(H29) 20.8% → (R1) 25.3% 7～19歳：(H29) 29.6% → (R1) 30.4%</p> <p>→スポーツ・レクリエーションを1年間に1日も行っていない者の割合 成人：(H29) 58.9% → (R1) 54.4% 7～19歳：(H29) 43.8% → (R1) 44.8%</p> <p>○地域において障害者が継続的にスポーツに参加できる環境の整備を促進するため、H29に地域における障害者スポーツ普及促進事業、H30から障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業）を実施し、モデル構築の事例を収集するとともに、その結果をホームページへの掲載や成果報告会の開催等により広く情報提供等を行った。</p> <p>→①スポーツ関係部局・障害福祉部局等との連携を推進するためのコーディネーターの育成、②地域の施設・イベント・総合型スポーツクラブ等におけるスポーツの機会創出、③障害者スポーツの理解促進、④教員への研修等をメニューとして実施。令和3年度には、ボランティアの育成についてもメニューに追加する予定。</p> <p>→採択件数：(H29)14件、(H30)10件、(R1)11件、(R2)15件</p> <p>○H30から障害者スポーツ推進プロジェクト（団体の体制整備事業）により、関連する複数の障害者スポーツ団体等との連携に係るモデル創出事業を実施した。</p> <p>○R1から障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者スポーツ用具活用促進事業）により、障害者スポーツを試したい者等が少ない負担で用具を利用できるようにするための、スポーツ用具活用普及拠点の整備に向けたモデル創出事業を実施した。</p> <p>○平成29年度よりSpecialプロジェクト2020により、①スポーツ・文化・教育の全国的な祭典のモデル事業及び祭典事業、②特別支援学校を活用した障害者スポーツの拠点づくり事業、③特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援事業を行った。</p> <p>○障害者のスポーツ参画の機会創出等のため、全国障害者スポーツ大会を開催した。</p> <p>→H29愛媛、H30福井、R1茨城（台風のため中止）、R2鹿児島（コロナのため中止）、R3三重（予定）</p> <p>○公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が行う障害者スポーツ振興事業（障がい者スポーツ指導員等の障害者スポーツ人材養成研修事業を含む。）に対し、その経費の一部について補助を行った。</p> <p>→障がい者スポーツ指導者数は、(H27)2.2万人→(R1)2.7万人と着実に増加している。</p> <p>○地方自治体が参加する様々な会議の場を活用し、取組事例の紹介を含む国の障害者スポーツ施策の周知を行った。</p> <p>○日本体育施設協会等と連携して、スポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会を実施し、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報提供を行った。</p>	<p>●若年層の無実施層が増加傾向にあり、また、成人においても依然として無実施層が半数以上を占めている状況にあることから、これらの層に対し、スポーツに関心を持ってもらう取組やスポーツ実施に係る障壁の除去に係る取組を行うことが必要。</p> <p>●障害者福祉部局が障害者スポーツを所管している場合に、未だスポーツ担当部局との連携が不十分であり、障害者スポーツ振興施策が効果的に実施されない場合もあることが懸念されることから、コーディネーターの更なる育成の取組が必要。</p> <p>●総合型スポーツクラブへの障害者の参加については、大きな進展はない状況にある。これまで取り組んできた好事例の提供等によるノウハウ・受入れ態勢等の整備に加え、総合型スポーツクラブに限らず、障害者がスポーツを行う「場」の確保に向け、障害者スポーツ用具の普及拠点の整備や特別支援学校との連携の促進などの取組を進めることが必要。</p> <p>●障がい者スポーツ指導者の資格を更新しない者が一定程度おり、これらの人材の活用の促進を図ることが必要。</p> <p>●小・中・高等学校に通学する障害児に適切な指導ができるよう、引き続き現職教員に対する研修の実施等の取組が必要。</p> <p>●障害者スポーツ団体は、依然として組織が脆弱なものが多いことから、引き続き団体間の連携等を促進させることが必要。</p> <p>●引き続き日本体育施設協会等と連携して、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する情報提供を行い、より広く普及啓発を行っていくことが必要。</p>

	<p>カ 国は、地方公共団体等と連携し、全ての特別支援学校が、在校生・卒業生・地域住民がスポーツに親しめる地域の障害者スポーツの拠点となることを支援することにより、身近な地域で障害者がスポーツに親しむ環境を整備する。</p>	<p>た。これにより、障害者や高齢者等のスポーツ施設の利用や観戦のしやすさの向上を促進した。</p>	
	<p>キ 国は、地方公共団体等と連携し、総合型クラブが障害者スポーツを導入するためのガイドブックを普及すること等により、<u>総合型クラブへの障害者の参加を促進（平成27年度現在40%→目標50%）</u>し、健常者と障害者がともにスポーツに参画する環境を整備する。</p>		
	<p>ク 国及び日障協は、スポーツ団体、地方公共団体、大学・専修学校及び日体協と連携し、学校の教員・総合型クラブの関係者・行政職員等を対象にした研修の実施や障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる大学・専修学校の拡大等により、<u>障害者スポーツ指導者の養成を拡充する（平成27年度現在2.2万人→目標3万人）</u>。その際、指導者になる障害者の増加や講習機会の充実を図る。 (再掲)</p>		
	<p>ケ 指導者の養成側と指導を必要とする側のマッチングや、特別支援学校の体育や運動部活動等での外部指導者の活用等により、障害者スポーツ指導者の活用を推進する。<u>（「活動する場がない」障害者スポーツ指導者の割合を半減させる。（平成27年度現在13.7%→目標7%））</u></p>		

	<p>コ 国は、大学スポーツ団体及び障害者福祉団体等が進める障害者スポーツのボランティア育成の先進事例を支援することにより、ガイドランナーなど障害者スポーツのボランティアの増加を推進するとともに、障害者自身のボランティアへの参画を促進する。</p>		
	<p>サ 国は、地方公共団体及びスポーツ団体と連携し、障害者スポーツの体験会等を支援することなどを通じ、障害者スポーツに対する理解を促進する。<u>(障害者スポーツの直接観戦経験者平成27年度現在4.7%→目標20%)</u></p>		
	<p>シ 国は、地方公共団体及び大学と連携し、全ての学校種の教員に対する障害者スポーツへの理解を促進するための研修等を推進するとともに、国及び地方公共団体は、特別支援学校等に障害者スポーツ用具等の設備を整備することにより、学校における障害児のスポーツ環境を充実させる。</p>		
	<p>ス 国は、地方公共団体と連携し、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより、2020年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。これを踏まえ、スポーツ団体は、障害のある子供たちの全国的なスポーツイベントの開催を推進することにより、障害のある子供のスポーツ活動とその成果を披露する場を充実させる。</p>		

	<p>セ 国は、地方公共団体、スポーツ団体及び障害者福祉団体と連携し、スポーツに参加していない障害者の状況やニーズの把握、各地域における障害者スポーツ用具等の整備、地域の障害者福祉施設等を活用した福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の提供や中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の提供等の取組を推進する。</p>		
	<p>ソ 国及び日障協は、事務局機能強化のための研修会の実施等により、障害者スポーツ団体の組織体制の整備を支援する。</p>		
	<p>タ 国は、支援を求める障害者スポーツ団体と支援の意向を持つ民間事業者とのマッチング等により、障害者スポーツ団体の財政基盤の強化を促進する。</p>		
	<p>チ 国は、「地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議報告書」を普及し、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等による、①障害児のスポーツ活動の推進、②障害者のスポーツ活動の推進、③障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進、④障害者スポーツに対する理解促進、⑤障害者スポーツの推進体制の整備等の取組を推進する。</p>		

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における  
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
<p>②スポーツを通じた健康増進</p> <p>健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」及びスポーツの習慣化や健康増進を推進する「ガイドライン」の策定・普及を図るとともに、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。</p>	<p>ア 国は、スポーツによる健康寿命延伸の効果について、エビデンスを収集・整理・情報発信し、社会全体に普及する。</p> <p>イ 国は、スポーツ医・科学の知見に基づき、国民が生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命を延伸するために効果的な「スポーツプログラム」を策定し、地方公共団体、総合型クラブ及び日レク等のスポーツ団体等に普及・啓発することにより、スポーツを通じた健康増進を推進する。</p> <p>ウ 国は、地方公共団体、JSC、スポーツ安全協会、日体協及び医療機関等と連携し、種目別や世代別のスポーツ障害、外傷、事故等の情報収集・分析を行うとともに、安全確保に向けた方策をとりまとめ、普及・啓発することにより、安全にスポーツを行うことができる取組を促進する。</p> <p>エ 国は、「ガイドライン」の策定や先進事例の収集・発信等により、地方公共団体が、民間事業者及び関係団体等との連携・協働体制や人材の育成等を通じた多くの住民に情報伝達をすることができる仕組みを整備することを促進し、スポーツの習慣化や健康増進を推進する。</p> <p>オ 国は、スポーツ関係団体等と連携し、被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援等に関する情報共有や、被災後に必要とされる運動支援に関する研修を充実することにより、スポーツを通じた被災者支援を促進する。</p>	<p>○「スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト（スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康寿命延伸事業）」において、特に介護予防分野における運動・スポーツ等の実施による健康影響を研究データベースから網羅的に文献調査し、報告書にまとめた。また、スポーツ庁WEB広報マガジンを活用し、エビデンスとなり得る研究報告を取り上げることや日本医師会の協力を得て医師への取材を基にスポーツによる健康づくりに関する記事をコラム化し、掲載及び情報発信した。</p> <p>○「運動プログラムを活用した健康寿命延伸事業」において、高齢者が無理なく実施でき、介護予防等に効果的な「スポーツプログラム」を作成し、作成時の調査結果やコンセプトを踏まえ、高齢者の生活基盤となる地域コミュニティにおいて継続的な実施を可能とするため、地方自治体や関係組織・団体等との連携モデルを構築した。</p> <p>○学校におけるスポーツ事故については、JSCの災害給付金の情報を分析するとともに普及啓発を行い、水泳、熱中症、登山に関しては関係機関に対し事故防止の注意喚起の通知を行っている。また、安全・安心なスポーツ環境整備の一環として、中央競技団体の安全対策状況を把握するため、各競技団体のホームページを調査し、各安全対策の項目を設定し、各中央競技団体ごとの分類表を作成し分析した。</p> <p>○スポーツの「楽しさ」や「喜び」等を実感するためのスポーツへの多様な関わり方を分かりやすく提示するとともに、スポーツ参画への阻害要因に対するアプローチ策について、具体的な実践例を交えて広く発信することを目的に「スポーツアクション推進ガイド～Enjoy Sport, Enjoy Life～」を平成30年3月に策定し、地方公共団体のスポーツ主管課やスポーツ団体等へ周知し、スポーツ庁ホームページで公開した。</p> <p>また、「スポーツを通じた健康長寿社会等の創生」「運動・スポーツ習慣化促進事業」においては、行政内（スポーツ主管課と健康・福祉・介護予防主管課等）や域内の関係団体（大学、医療機関、民間事業者等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行った。さらに、事業に参画した地方公共団体のスポーツを通じた健康増進に資する取組における、連携・協働体制や工夫した点等を事例集としてまとめ、地方公共団体のスポーツ主管課へ周知し、スポーツ庁ホームページで公開した。</p> <p>○東日本大震災の復旧・復興支援としてスポーツ関連団体が連携して「スポーツこころのプロジェクト」を継続して行うとともに、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨時の被災状況を踏まえ、被災自治体のニーズに応じて、関係機関とともに被災した子供等へのスポーツ・遊びの機会を提供した。</p>	<p>●厚労省において改訂を行っている「健康づくりのための身体活動基準及び指針（ガイドライン）」の基礎資料とするため、現在スポーツを通じた健康づくりの最新のエビデンス等をレビューしていることから、厚労省と連携してスポーツによる健康寿命延伸の効果について整理する必要がある。また、健康を意識した運動・スポーツを実施する個人にも情報が届くよう、これまでの情報発信に加え、既存のスポーツ団体や自治体のネットワーク等を活用し、わかりやすく社会へ普及啓発を図る必要がある。</p> <p>●スポーツによる健康寿命延伸効果に関するスポーツ医・科学研究の成果は日々多数報告されているが、本スポーツプログラムは最新の知見に基づいて更新されていない。また、地方公共団体や総合型クラブ等への普及啓発が不十分である。そのため、厚労省とも連携を図り、同省にて改訂を行っている「健康づくりのための身体活動基準及び指針（ガイドライン）」の動向を踏まえつつ、現行の「スポーツプログラム」の見直しを行った上で情報発信を行い、広く社会へ普及啓発を図る必要がある。</p> <p>●誰もが簡易にスポーツ安全の情報を得るための環境整備が未だ不十分であるので、的確にスポーツ実施者に対し情報が伝わるよう、スポーツ庁HP等での情報の提供や、調査・分析で得た各中央競技団体の安全対策に関する発信内容について改善の検討を行う必要がある。</p> <p>●本アクションガイドや本取組事例集はその活用及び普及啓発が不十分であること、また、運動・スポーツ習慣化促進事業等における好事例の横展開が未だ不十分であるので、これまでの情報発信に加え、既存のスポーツ団体や自治体のネットワーク等を活用してわかりやすく社会へ普及啓発を図るとともに、取組事例集の更なる普及・周知を通して、好事例の横展開を図る必要がある。</p> <p>●被災地の実情に応じ、迅速に、そのニーズにあった情報や支援策を提供することが肝要であり、災害が発生した際に自治体やスポーツ団体等と連携して速やかに被災地の情報や要望を収集する体制を整えるとともに、子供から高齢者までの被災者が運動不足に陥ることがないよう、関係機関と連携して運動やスポーツ、遊びの機会を提供する必要がある。</p>

「2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現」における  
施策目標の進捗状況と課題（各論）

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

※数値目標は下線

施策目標	主な具体的施策	これまでの取組と成果	課題
③スポーツを通じた女性の活躍促進  女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。	ア 国は、地方公共団体、学校及びスポーツ団体等と連携し、女性スポーツに関する調査研究を行い、女子児童のスポーツへの積極的な参加や女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題を整理するとともに、これまでトップアスリートを対象に蓄積してきた研究や支援の成果も活用しつつ、女性がスポーツに参画しやすい環境を整備する。  イ 国は、先進事例の情報提供等を通じて、地方公共団体、民間事業者及びスポーツ団体等による連携・協働体制の整備を促進することにより、女性の幼少期から高齢期を通じ、女性のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供する。（再掲）  ウ 国は、更衣や授乳のスペースを確保するなど女性のスポーツ施設の利用に関する情報提供を行うことにより、女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上を促進する。  エ 地方公共団体は、国のガイドラインや情報提供等に基づき、スポーツ施設のストックの適正化を図るため、施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等を推進する。また、性別、年齢及び障害の有無等の利用の特性にも配慮したスポーツ施設の利用しやすさの向上やITの活用等により、利用者数の増加、維持管理コストの低減及び収益改善等を推進する。（再掲）	○スポーツを通じた女性の活躍促進会議を設置した（平成29年～令和元年度）。 ○スポーツ未実施層を対象とした現状把握調査を実施し（平成29年度）、「女性のスポーツ参加促進事業」において、女性のスポーツ参加促進やライフイベントの変化があっても継続的にスポーツを実施できるスポーツメニュー、スポーツプログラムを作成した（平成30年度）。 ○スポーツ参加に消極的な女性に対し、「女性スポーツ促進キャンペーン」を実施し女性スポーツアンバサダーを任命、楽しく体を動かせるオリジナルダンスを作成し、スポーツ庁ホームページやSNSで発信した。（令和元年度） ○女性のスポーツ実施の重要性を啓発する為、厚生労働省主催の「女性の健康週間」イベントに参画（平成30年度）した。 ○鯖江市JK課プロジェクトとの連携による、運動プログラムのモニター実施及び「お洒落でゆるい運動会」への参加など、若年期のスポーツ実施率向上のために連携した（令和元年度） ○女性スポーツオリジナルダンスを普及する為、動画配信アプリにて配信した。また、エネルギー低回転型の女性の健康課題、日本人の座りすぎの健康リスクについて周知する為、わかりやすい説明動画を作成し、動画配信アプリにて配信した。（令和2年度） ○平成30年度に作成したスポーツプログラム「Myスポーツメニュー」をSILコンソーシアム加盟団体である武蔵野美術大学と協力し、学生による各メニューの動きのイラスト作成を依頼した。（令和2年度） ○SIL推進プロジェクトにおいて、育児期の女性とその子どもを対象とした、スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験を実施した。（令和2年度）  ○日本体育施設協会と連携して、女性のスポーツ施設の利用に関する情報を収集した。  ○地方公共団体において、講習会における情報提供等に基づき、スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン等に関する取組が進められた。	●女性に多い健康課題（痩せ、骨量不足等）に係るスポーツの有効性を含む女性スポーツの必要性の周知と普及（本人のほか、周囲（職場、配偶者等）の協力を得るためにも必要）が必要。 ●個人の属性（就業状況、子どもの有無等を含む）・性格等で分類するなどの分析と実施策の検討が必要。 ●女性アスリート向けに蓄積されたデータを一般女性への普及啓発に活用することの検討が必要。  ●女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上に向けた効果的な情報提供手法について整理することが必要。  ●地方公共団体が女性のスポーツ施設の利用しやすさの向上に向けて取り組む際に参考となる情報を一層提供していくことが必要。

オ	<p>国及び日体協は、スポーツ団体と連携して、指導者講習や研修において、あらゆるハラスメントの防止や女性特有の課題に取り組むとともに、女性の指導者資格取得を促す方策を実施することにより女性指導者の増加を図る。</p>	<p>○女性特有の「身体的特徴」や「意欲・ニーズ」に配慮したスポーツ指導を行うにあたっての留意点をまとめた「女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者ハンドブック」を平成30年度に作成。</p> <p>○日本スポーツ協会において、ハンドブックを活用した研修会（女性スポーツサポート研修会）を実施。</p>	<p>●ハンドブックや研修会を通じて、ハラスメントの防止や女性特有の課題に対する認知をさらに広めることが必要。</p> <p>●公認スポーツ指導者に占める女性の割合は依然として低いが、その要因や必要な取組について分析をすることが必要。</p>
カ	<p>国は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定）における「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を踏まえ、スポーツ団体における女性の役員登用や女性部会の設置の効果的紹介等を通じてスポーツ団体における女性登用の促進を図るとともに、スポーツ団体に対し女性登用等の取組状況について発信するよう要請する。</p>	<p>○スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞において、女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じることを求めている。</p> <p>○令和元年度から2年度にかけて、女性役員の育成・支援のためのe-learningシステムの構築、女性役員候補者のリストの作成、外部からの女性役員の新規採用を希望するスポーツ団体と女性役員候補者とのマッチングなど、スポーツ団体における女性役員の登用を促進するための支援を実施。</p>	<p>●スポーツ団体における女性役員の割合が依然として低い状況であることを踏まえ、ガバナンスコードに基づく各中央競技団体の取組計画やその達成状況を継続的に確認することが必要。</p>
キ	<p>国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実施し、得られた知見を中央競技団体等に展開することにより、女性トップアスリートの競技力向上を支援する。</p>	<p>○女性アスリートの育成・支援 →女性の各ライフステージに応じた医学的なサポートや調査研究を実施。競技引退後にコーチになるための育成プログラムを構築（5競技8名の女性コーチを育成。受講生から日本代表監督も誕生。）</p>	<p>●女性アスリート対象の教育機会の提供、指導者（コーチ、部活動指導者）対象の教育の推進。これまでの事業成果の活用（競技現場への普及、現場からのフィードバックによる好循環構築）が必要。</p> <p>●女性のロールモデルのキャリアパス事例発信が必要。</p>
ク	<p>国は、スポーツ団体等と連携し、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）等を通じて先進事例を各国と共有するなどにより、国際的な女性のスポーツ参加を促進する。</p>	<p>○SFTは、スポーツ庁として6件の事業を実施し、約8,400人が参加。例えば、令和元年7月に実施した「JSCU-RFU連携ラグビー国際貢献プロジェクト」では、7人制ラグビーと車いすラグビーの全国大会が開催される機会を捉え、スポーツとジェンダーの専門家派遣によりジェンダーセミナーを実施し、選手自らが問題や課題を発信していくことについて議論した。</p> <p>○「日ASEANスポーツ大臣会合」の立ち上げ・開催を通じて、優先して進める協分野に「女性のスポーツ実施率の向上」を一つの柱として掲げ、日本からの積極的な協力を推進。また、大臣会合下において「日ASEAN女性スポーツ会合」も立ち上げ、ASEAN諸国に向けた実務者レベルの情報共有などを行った。</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症拡大により、国境を超える人的交流が制限されたため、派遣・招へい事業の実施が困難な状況になっている。</p> <p>●今後の国際的な協力方針・戦略を立てることが必要。</p>